

## 商工会の設立認可基準

商工会の設立認可基準については、法第 23 条第 2 項に規定されているが、同項の規定の運用については特に次の事項の検討を行う。

### 1 「設立の手續が法令に違反していないこと。」

特に、

- ( 1 ) 会員資格を有し、かつ、会員になる意思を有する 15 人以上の者が発起人となっていること。(法第 21 条参照)
- ( 2 ) 創立総会の開催公告が適法になされていること。(法第 22 条第 1 項、第 2 項参照)
- ( 3 ) 創立総会が適法な定足数を充足して開催され、かつ、その議事手續が適法に行われていること。(法第 22 条第 3 項以下参照)

### 2 「定款の内容が法令に違反していないこと。」

特に、

- ( 1 ) 法第 28 条に規定する絶対的必要記載事項を記載してあること。
- ( 2 ) 法第 3 条の目的および法第 6 条の原則に適合していること。
- ( 3 ) 地区が法第 7 条規定に違反していないこと、即ち、商工会の地区は、
  - イ 原則として一町又は一村の区域であること。例外として、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は 2 以上の市町村の区域であること。
  - ロ また、特に必要があるときは、市町村の区域の一部を商工会の地区の全部又は一部とすることができるものであること。
  - ハ 他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複していないこと。

### 3 「事業計画の内容が法令に違反していないこと。」

特に、

- ( 1 ) 法第 11 条に規定されている事業以外の種類の事業を行うものでないこと。
- ( 2 ) 事業の目的及び実施の方法が、本法及び他の法令の規定に違反するものでないこと。

### 4 「法第 13 条本文に規定する者の 2 分の 1 以上が会員となるものであること。」

### 5 「商工会の設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。」

即ち、設立しようとする商工会が、その地区内の商工業の実情に照らして、その目的達成のため 適切妥当と認められる事業を行うものであること。

6 「事業実施のために必要な経済的基礎を有すること。」

即ち、事業計画を円滑に実施するため必要な収入を有すること。特に国および都道府県の補助金の他、必要な会費および手数料等を確実に調達する見込みのあるものでなければならないこと。